

沖縄県公安委員会事務専決規程

発出年月日：昭和47年5月15日
文書番号：沖縄県公安委員会規程1
公表範囲：全文

改正 前略・・・平成29.6 公規程2

(目的)

第1条 この規程は、法令又は条例に基づく沖縄県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の権限に属する事務の一部を沖縄県警察本部長(以下「本部長」という。)に処理させるため、必要な事項を定め、事務の迅速かつ能率的運営を図ることを目的とする。

(本部長の専決事項)

第2条 本部長は、公安委員会の権限に属する事務のうち、別表に定める事務を専決することができる。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 重要異例なもの
- (2) 法令の適用に疑義があるもの
- (3) 不許可処分に相当すると認めるとき

(部長、課長及び署長等の専決)

第3条 本部長は、前条の規定により専決することができる事務のうち定例又は軽易なものを警察本部の部長、課(所、隊、学校)長及び警察署長に専決させることができる。

(報告)

第4条 本部長は、第2条及び前条の規定により専決処理した事項については、軽易なものをのぞき公安委員会に報告しなければならない。

附則

この規程は、昭和47年5月15日から施行する。

[次のよう略]

この規程は、昭和53年10月2日から施行し、昭和53年9月1日から適用する。ただし、別表の改正規定中4の銃砲刀剣類等所持取締法(以下この項において「法」という。)第5条の5に基づく所持許可、5の法第5条の5第3項の規定に基づく確認、6の法第5条の5第3項の規定に基づく番号又は記号の打刻、8の法第5条の4の規定に基づく技能検定の実施及び合格証明書の交付、17の法第9条の4第2項の規定に基づく指導員の選任及び解任届出書の処理及び18の法第9条の4第5項の規定に基づく弁明の日時、場所等の通知に係る部分は、昭和53年12月1日から施行する

[次のよう略]

この規程は、昭和56年1月8日から施行し、昭和55年6月21日から適用する。ただし、別表の改正規程中19の銃砲刀剣類所持等取締法(以下この項において「法」という。)第9条の5第2項・第3項に基づく認定証の交付、認定の取消し、

20の法第9条の6第2項に基づく備え付け銃の届出及び届出事項変更の届出の処理に係る部分は、昭和55年11月21日から適用する。

[次のりょう略]

附 附則(昭和60年3月28日公規程第1号)

この規程は、昭和60年3月28日から施行し、改正後の沖縄県公安委員会事務専決規程の規定は、昭和60年2月13日から適用する。

[次のよう略]

附則(平成10年5月26日公規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県公安委員会事務専決規程の規定は、平成10年4月1日から適用する。

[次のよう略]

附 附則(平成17年9月8日公規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年9月8日から施行する。ただし、別表に確認事務の委託の手續等に関する規則の部を加える改正規定中登録更新申請の処理に関する部分の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正道路交通法」という。)附則第1条第4号に規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から改正道路交通法附則第1条第4号に規定する政令で定める日の前日までの間、この規程による改正後の別表道路交通法・同法施行令・同法施行規則の部6の項から10の項までの規定の適用については、同規定中「法」とあるのは「改正道路交通法附則第2条の規定により同法第3条の規定の施行前に行う同条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附

附則(平成22年5月13日沖縄県公安委員会規程第1号)

1 この規程は、平成22年5月13日から施行する。

2 この規程による改正後の別表道路交通法・同法施行令・同法施行規則の部6の項から9の項まで、及び83の項の規定は、平成22年4月19日から適用する。

[次のよう略]

以下、別表等省略